

## 壁面緑化の緑化面積の算定方法の改正等について

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

新基準に改正し、平成 30 年 4 月 1 日に施行しました。

平成 30 年 4 月 1 日より、都市緑地法施行規則の改正により、壁面緑化の算定基準が改正されました。平成 30 年 4 月 1 日以降の申請は、「1. 緑化面積の算定方法の改正」に示す新基準での面積算入となります。これに併せて、壁面緑化として面積参入するための条件を「2. 壁面緑化として計上できる条件の制定」に示すように決めました。なお、既に緑化率適合証明等通知書を受けている建築物も、平成 30 年 4 月 1 日以降、新基準の適用を受けます。施工中の建築物で、新基準に合わせ壁面緑化を変更される場合は、記載事項変更届をご提出ください。

## 1. 緑化面積の算定方法の改正

改正前

緑化施設が整備された建築物の外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積。



改正後

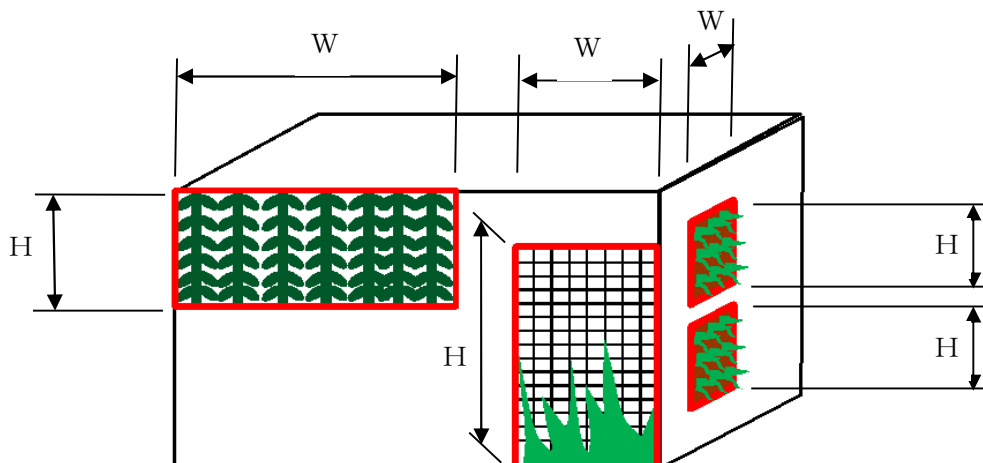
i 植物が生育するために必要な資材を建築物の外壁部分に設置する場合は、その資材又は植物で覆われている部分の鉛直投影面積を緑化施設的面積。

下の図面で□で囲まれた部分はすべて算入できます。(水平面に対して垂直な面に投影した面積)。

ただし、明らかに植物の生育が見込まれない部分は対象外です。

確実に緑化が期待できる緑化補助資材の部分が対象です。

ii 植物が生育するための必要な資材を建築物の外壁部分に設置しない場合(ナツヅタ等の直接登はん)は、植物で表面が覆われている部分の鉛直投影面積を緑化施設的面積。



緑化面積＝壁の正面から見た際の  
□で囲われた部分の面積(鉛直投影面積)

## 2. 壁面緑化として計上できる条件の制定

緑化地域制度で申請のあった壁面緑化の利用実態調査を行ったところ、施工後に生育不良となっている事例が多くありました。その主たる原因は以下の2点です。その原因に対応した緑化面積に算入するための条件を下記のとおり定めました。良質な壁面緑化の施工と維持管理にご協力をお願いします。

- ① 壁面緑化資材と植栽植物の組み合わせが適しておらず、植物が高さ1 mまで登はんしていない。

→ (別表1)に資材に適した植物を定めます。

植物の組み合わせが使用する資材に適さない場合は、施工面積の全てを「明らかに植物の生育が見込まれない部分」と判断しますので、緑化面積には計上できません。

- ② 資材、植物等の荷重に耐えられず、資材が破損するため、植物が登はんしていない。

→ 資材、植物の自重、風荷重等に耐えうる構造とします。

破損事例が多いナイロン製などのネットについては、上部に親綱を配置し(又は太い綱や鉄棒などをネット上部に通し)、それを建築物の外壁へ頑強に固定をしてください。ネットは耐久性のあるものを選定してください。

(別表1)

補助資材種別	資材に適した植物
線の資材 (ワイヤー、金属棒)	巻きつる型(カロライナジャスミン、スイカズラ、ビナンカズラ、ツキヌキニドウテイカカズラなど)
格子状資材 (金網、ネット)	巻きひげ型(ニンニクカズラ、ビグノニア、トケイソウ、ブドウ類など)、巻きつる型(カロライナジャスミン、スイカズラ、ビナンカズラ、ツキヌキニドウテイカカズラなど)、巻き葉柄型(クレマチス、カザグルマなど)
面的資材 (ヤシガラマット、不織布)	付着根型(アメリカツルマサキ、オオイタビ、キヅタ、テイカカズラ、ヘデラ・ヘリックス、ヘデラ・カナリエンシス、ナツヅタなど)、付着盤型(ビグノニア、ナツヅタなど)
植栽基盤型 (ポット差込、プランター)	植物に制限なし ただし、通年緑化をしていること

登はんする植物は性質の違いにより、混植することでより均一に緑が広がりますのでおすすめです。

詳細な算定方法については、マニュアル4 1 ページから 45 ページを参照してください。

(ナイロン製ネットタイプの取り付け方法 推奨事例)



外壁へ強固に固定しています



ネットに親綱を通し、親綱を外壁に固定しています